

## 第 121 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

### 議事録

#### (開催要領)

- 1 日 時 令和 5 年 1 月 18 日 (水) 17 : 00～18 : 30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用会議室 C (Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
  - 会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
  - 委 員 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
  - 同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、  
NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
  - 同 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授
  - 同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
  - 同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン総務局 CSR 推進部長
  - 同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
  - 同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
  - 同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事

#### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく各府省の取組状況について
  - (2) 配偶者暴力防止法の見直し等に関する取組について
- 3 閉 会

#### (配布資料)

- 資料 1 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップ (令和 4 年度)
- 資料 2 - 1 内閣府資料
- 資料 2 - 2 警察庁資料
- 資料 2 - 3 文部科学省資料
- 資料 2 - 4 厚生労働省資料
- 資料 3 配偶者暴力防止法の改正に向けて (令和 4 年 12 月 15 日男女共同参画会議資料)
- 資料 4 - 1 配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について (概要)

資料４－２ 配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について（令和４年１２月２６日ＤＶ対策抜本強化局長級会議）

資料５ 非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートＤＶ」）への対応（令和４年１２月内閣府男女共同参画局）

参考資料１ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

参考資料２ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 ２０２２（抜粋）

（議事録）

○小西会長 皆様、遅い時間にどうもありがとうございます。

それから、今日、都合により私もオンラインになっていますので、不手際があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから第１２１回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日の議事は、議題１としては「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』に基づく各府省の取組状況について」。

議題２として「配偶者暴力防止法の見直し等に関する取組について」の２つです。

初めに、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 それでは、配付資料でございますけれども、本日５点の資料をお配りしております。

資料１「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』のフォローアップ（令和４年度）」でございます。

それから、資料２－１～２－４といたしまして、これに関する関係府省からの提出資料をお配りしております。

資料３であります、「配偶者暴力防止法の改正に向けて」という資料でございます。こちらは昨年１２月１５日の男女共同参画会議の資料であります。

資料４「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」ということで、資料４－１が概要、４－２が昨年１２月２６日のＤＶ対策抜本強化局長級会議の資料でございます。

資料５が「非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートＤＶ」）への対応」についての資料でございます。

参考資料は２点お配りしております。

資料については、不足等がございましたらお知らせいただければと存じます。

なお、本日でありますけれども、局長の岡田は他の用務がございまして、事務局は審議官の畠山以下で出席しておるところでございます。

以上です。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

議題１の「『性犯罪・性暴力対策の強化の方針』に基づく各府省の取組状況について」、

関係府省から御報告をお願いいたします。

まずは内閣府から、この議題の説明も含め、報告をお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 内閣府です。

本日は、前回の専門調査会に続きまして、女性版骨太方針2023に向けた御議論として、性犯罪・性暴力対策に関する審議をお願いしております。

性犯罪・性暴力対策につきましては、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策の強化の方針を取りまとめまして、3年間を集中強化期間と位置づけまして各府省において対策を進めているところでございます。

これまでも令和2年度、3年度の実施状況についてこの専門調査会に御報告をしております。

昨年、女性版骨太方針2022の中で今年度中に後継方針、つまり、今年の4月以降の方針を策定するということになっておりますので、今回の会議では、今年度の取組を中心に各省庁から実施状況をこの後順次報告させていただきまして、その上で、今後の取組などに関しまして先生方の御意見を頂戴できればと考えております。

それでは、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省の順に御説明いたしますけれども、まず私のほうから内閣府の取組の実施状況について御報告をいたします。

資料2-1に内閣府の取組を整理しておりますので、こちらを用いて御報告をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

こちらには強化の方針の項目全体をお示ししています。左上から刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処、2点目が性犯罪者に対する再犯防止施策のさらなる充実、3点目といたしまして被害申告・相談をしやすい環境の整備、4点目として切れ目のない手厚い被害者支援の確立、5点目としまして教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防、最後に方針の確実な実行でありますけれども、この中で赤枠で囲っております項目について、主に今年度の内閣府の取組を御報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、被害申告・相談をしやすい環境の整備ということに関しましては、1)でありますけれども、ワンストップ支援センターにつながる体制ということで、全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）であります。これは令和2年10月に運用開始したもので、これまで女性に対する暴力をなくす運動等を通じて周知をしてきてございまして、今年度、令和4年11月でありますけれども、相談者からの通話料の無料化をしたという状況であります。

それから、24時間365日の対応の推進ということで、性犯罪・性暴力被害者のための交付金より支援をしておりますけれども、令和3年10月には夜間休日コールセンターを設置いたしまして、それまで夜間休日対応をしていなかったワンストップ支援センターとの連携を図っているところであります。

3点目、多様な相談方法の提供であります。各ワンストップ支援センターでもメール・

SNS相談等を取り入れておられるところがございます。また、内閣府といたしましても、委託事業といたしましてCure time、これはSNS相談でございますけれども、令和4年度からは365日に拡充いたしまして相談をお受けしているところであります。

次のページをご覧ください。

切れ目のない手厚い被害者支援ということに関しましては、ワンストップ支援センターにおける支援の充実といたしまして、このために、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金でありますけれども、令和4年度は4.5億円を計上し、各都道府県等に対して支援を行っておりところであります。

それで、令和2年12月でありますけれども、前回の専門調査会でも御指摘いただいておりますが、被害者の所在する都道府県以外における医療機関の受診もこの医療費支援の対象とするということについて通知を発出しております。

また、子供が性被害を受けたケースにおける監護者への精神的ケアの提供。

さらに、令和4年度からはこの交付金の対象について拡充をして、政令市や中核市を交付対象としたということで取り組んできております。

また、多様な被害者の支援の充実ということに関しましては、令和4年6月、障害者、男性等を対象とした支援事例集を作成いたしました。また、これを基にワンストップ支援センターの相談員の方、センター長、コーディネーター、行政職員、医療関係者の方を対象とした研修教材の作成やオンライン研修を実施するというようにしております。

次のページをご覧ください。

教育・啓発活動を通じた社会意識改革と暴力の予防というところでありますけれども、内閣府としては主に社会全体への啓発ということで、毎年4月であります。若年層の性暴力被害予防月間ということで、令和4年度におきましてもポスター、リーフレットをあるいはトレインチャンネルを使いました広報等を行っております。

また、11月、先生方にも御協力いただいておりますけれども、女性に対する暴力をなくす運動ということで、特に今年度は内閣府特命担当大臣からのメッセージ、これは動画でも掲載いたしまして、呼びかけを行っております。また、全都道府県でパープル・ライトアップを実施していただいたというのも今年の成果でございました。

それから、3点目、前回の専門調査会で御報告いたしましたAV出演被害防止・救済法に係る広報ということで、この中でも法制度とともに相談先、「はやくワンストップ」を含めまして、ワンストップ支援センターへの相談について広報・周知を行ったところであります。

次のページをご覧ください。

方針の確実な実行といたしましては、進捗状況のフォローアップでございます。本日もそうありますけれども、これまでも令和2年度、令和3年度とこの専門調査会に御報告をしてまいりました。

また、実態把握ということで、3年に1度の統計調査がございます。前回は令和2年で

ありましたので、来年度を予定しております。

これに加えて、令和4年6月、オンラインの若年層を対象とした性暴力被害の実態に関するアンケート、ヒアリングの報告書を公表いたしまして、こういった状況にあるかということを社会全体に訴えかけていくということに取り組んでおるところであります。

3点目、ワンストップ支援センターにおける支援実態の調査ということで、これも継続的に行っておるものではありませんけれども、今年度に関しましても、昨年12月からセンターの皆様にご協力いただいて調査を行っておるところであります。

内閣府の取組に関しましては以上であります。この後、各省庁からも御報告いただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、警察庁からお願いいたします。

○警察庁 警察庁の捜査第一課、崎山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

当庁のほうからは、女性に対する暴力専門調査会における発表ということで、被害申告や相談をしやすい環境の整備のための取組について御説明させていただきます。

今、画面表示をしていただきましたが、資料2-2を用意しております。併せてご覧ください。

警察におきましては、被害の届出に対しまして、その内容が明白な虚偽、または著しく合理性を欠くものである場合を除きましては即時受理することとしておりますほか、都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置推進等によりまして、被害者の方の精神的負担の緩和に努めておるところであります。

警察庁におきましては、性犯罪捜査に従事する警察官への研修等の機会を通じまして、被害の届出に対する適切な対応や二次的被害の防止を徹底するようにも指導しているところでもあります。それに伴いまして、令和5年度予算案におきましても、引き続きこうした研修の実施に関する経費を計上しております。

また、警察における相談窓口の周知とか支援の充実に関しまして、平成29年度から各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の番号「#8103」、通称「ハートさん」と言われていますけれども、こちらを導入しております。令和元年度におきましては、24時間対応及び無料化を行うなど、性犯罪被害者の方が相談しやすい環境の一層の整備に努めております。

この#8103（ハートさん）につきましては、国民へのさらなる周知を図るために、ポスター、インターネット広告等の活用や政府広報と連携した取組を進めているほか、令和5年度予算案においても必要経費を計上しておるなど、広報・啓発の推進に努めております。

さらに、犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費や、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料につきましても、来年度予算案においてもさらなる充実を図るよう、措置をお願いしているところでもあります。

これらの公費負担制度は、できる限り全国的に同水準で運用されますように都道府県警察に対して指導を行っているところであります。

引き続き、性犯罪被害者の方がより被害申告・相談をしやすい環境の整備に努めてまいります。

警察からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、法務省からお願いいたします。

○法務省 法務省でございます。

法務省の取組は、1つを除きまして、資料1のフォローアップシートの通し番号1～5に集中しておりますので、そのフォローアップシートを用いながら御説明申し上げます。

まず、通し番号1の「刑事法の在り方の検討」について御説明いたします。法務省においては、性犯罪者に対処するための刑事法の整備について、法務大臣が法制審議会に合計10項目の諮問事項を諮問し、現在、刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が進められているところであります。同部会は令和3年10月から開催しておりまして、フォローアップシートに記載のとおり、令和4年12月までに合計12回の会議が開催されております。また、昨日に第13回会議が行われまして、引き続き議論が行われる予定となっております。

次に、通し番号2の「刑事法の運用の在り方」について御説明いたします。法務省においては、被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるように取組を検討しております。その一環として、参考となる事例を把握するため、検察当局においては、警察と連携して、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組について、令和3年4月1日から一部の地方検察庁において試行を開始し、令和4年7月からは実施庁を拡大し、全ての地方検察庁において試行を実施しています。

続きまして、研修実施に関する施策である、通し番号3、26について併せて御説明いたします。法務省においては、犯罪に直面した被害者の心理等に対する理解を深め、被害者支援の一層の充実を図るため、地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象に、臨床心理士を講師として、犯罪被害者の心情に配慮した支援についての講義を実施するとともに、各地方検察庁における取組の工夫を共有することなどを内容とした研修を実施しております。また、検察官に対し、毎年実施している経験年数等に応じた各種研修において、大学教授や精神科医等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施しております。

続きまして、通し番号4、「性犯罪者に実施しているプログラムの拡充」について御説明いたします。法務省においては、性犯罪者に対して、平成18年から刑事施設と保護観察所のそれぞれにおいて認知行動療法に基づく専門的な処遇プログラムを実施してきました。性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、このプログラムのさらなる拡充を検討するこ

ととされており、令和2年10月に公表された外部有識者による性犯罪者処遇プログラム検討会の報告書等を踏まえ、収容中から出所後まで一貫性のある指導が可能となるようなプログラムに改訂し、令和4年度から運用を開始しました。また、令和4年10月には、刑事施設と保護観察所のプログラム実施担当者を対象とした合同研修を実施するなどして、プログラムの実効性を高めているところです。

最後に通し番号の5、「新たな再犯防止対策の検討」について説明いたします。性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、仮釈放中の性犯罪者等へGPS機器の装着を義務づけることなどについて、諸外国の法制度等を調査することとされています。法務省においては、令和3年度に米国やヨーロッパなど計7か国について書面調査を実施したほか、令和4年度にフランス、英国、韓国の3か国に出張し、現地調査を行いました。コロナの影響等によって若干遅れているところはございますが、令和4年度中にそれらの結果を取りまとめることを見込んでおります。

そのほか、矯正施設や保護観察所が実施する処遇プログラムに引き続いて、刑事司法手続が終了した後も地方公共団体等が性犯罪者に対する再犯防止の取組を実施できるようなプログラムを開発するため、現在、調査研究を行っており、令和4年度中に開発し、地方公共団体に提供する予定としております。

今後、刑事法に関する検討や性犯罪者に対する再犯防止施策のさらなる充実といった関連施策について着実に取り組んでいきたいと考えております。

法務省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございました。

続いて、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

文部科学省におけます性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づく取組状況について御説明をさせていただきます。

画面を共有いたします。

まず、安全教育の観点から、児童生徒を性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせない教育を実施する生命（いのち）の安全教育の取組でございます。この資料の右下のほうに例がございしますが、これまでに各発達段階に応じた教材と、これを使用する際に参考となるように、各発達段階に応じた授業や取組の進め方の工夫、あるいは生徒から相談を受けた際の対応方法等を図解しました資料の手引きを作成いたしまして、ホームページ上で入手可能なようにしておりました。

今年度は特にこれらを活用いたしまして、実践校において指導モデルを作成しているところでございます。特に学校現場は大変多様でございます。学校種あるいは地域性などの特性を踏まえた多様な指導事例を蓄積して、その周知・展開を図ってまいります。具体的には、私ども、現在、事例集の形で提供できますように作成中でございます。

また、今年度は、教員向けにこの教材の使い方を解説いたしました動画を作成いたしま

した。あわせて、児童生徒が自分で視聴することでこの教材と同じ内容を学習できる動画教材を作成いたしまして、それぞれホームページ上に公開しております。

このことについては、11月の女性に対する暴力をなくす運動に合わせて大臣からも紹介いただくなど、周知を積極的に実施したところでございます。

これらにより、全国の教育現場において適切に生命（いのち）の安全教育に取り組むことができる体制を引き続き整えてまいります。

2つ目に、児童生徒の相談体制の充実でございます。特に性暴力被害を含めて様々な問題を抱える児童生徒への早期支援、また、手厚い支援に向けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、これを活用して相談体制の充実を図るとともに、性被害に関する相談も含めて、関係者を対象とした研修などを実施しております。

また、教育職員等による児童生徒等に対する性暴力の防止等に関する取組でございます。いわゆるわいせつ教員の関係でございますが、こちらにつきましては、私ども、各種会議、研修会等で、児童生徒に対して性犯罪・性暴力を行った教員は原則として懲戒免職とすることや、素早く告発を行うことなど、厳正に対応することについて周知徹底を図っておるところでございます。

あわせて、このスライドの左のⅠのところにもありますが、教員の養成・採用の段階に関連した取組を実施しております。児童生徒に対する性暴力を行ったことにより、教員免許状が失効した者の情報を全国の教育委員会や学校法人等の教員採用権者が閲覧できるようにするために、都道府県教育委員会の協力を得て、データベースの構築を進めているところでございます。あわせて、マニュアルも作成しています。これによって、即時性を持ち、必要な方が必要な情報にアクセスできるようにすることを進めております。

また、今年度6月には教育職員等・教職課程を履修する学生さんに対しまして、児童生徒性暴力等の防止に関する理解を深めるための研修、啓発のための動画を公表して、これもいつでも見られるようになっております。

これらの施策を通じまして、教育を通じた社会の意識改革と暴力の予防に引き続き取り組んでまいります。

文部科学省からは以上でございます。

○小西会長　ありがとうございました。

最後に、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省の子ども家庭局の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づく取組について御説明をさせていただきます。

厚労省からは大きく2点御報告をさせていただければと思います。

1点目が多様な被害者支援の充実という観点からの取組でございまして、若年被害女性等支援事業を今年度拡充しているものでございます。

まず、この事業の内容でございますが、上の箱の＜事業内容＞のところにございますように、様々な困難を抱えた若年女性につきまして、公的機関と民間団体が密接に連携し、様々な支援を行う。それにより若年女性の自立を推進するというものでございます。具体的には、図の真ん中より下でございますが、夜間の見回りとか声かけを含めたアウトリーチ支援で未然防止をするですとか一時的な安全・安心な居場所を提供する事業、さらには学校や家族との調整なり就労支援、医療機関との連携、様々な連携による自立支援といったものを行う事業になってございます。

令和4年度につきましては、文字が赤になっている部分がございまして、自立に向けて適切に支援を行う個別対応職員といった者の配置なども含め、充実をさせていただいているところでございますし、補助基準額についても引上げをさせていただいているところでございます。

これらの取組を通じまして、若年被害女性の支援を充実していきたいと考えてございます。

これが1点目でございます。

2点目が次のページになりまして、こちらは制度的な対応を行っているものでございます。わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化ということでございます。こちらにつきましては、昨年、令和4年の6月に児童福祉法の改正をいたしまして、このような制度を盛り込んだということでございます。資格管理の厳格化につきましては、教員が先行して行われていたものですが、保育士につきましてもそちらに並ぶような制度にするという見直しでございました。

例えば一番上の段でございますが、欠格期間です。こちらについては、保育士の登録が取り消されてから一定期間がたてば再度登録ができるようになっておりますが、そちらの期間について延長なり期限なしという形で厳格化するものでありましたり、上から4段目でございます。わいせつ行為を行ったと認められるような場合は、保育士の登録を取り消すような対応をするというような内容になってございます。

また、下から2つ目でございます。わいせつ行為を行った保育士の再登録の制限ということでございます。従来は欠格期間が経過すれば再登録の申請が可能だったものを、わいせつ行為を行ったことで取り消されたものにつきましては、それぞれ個別にしっかりと審査をするというような内容になってございます。

また、一番下の段でございます。こちらについては関係者の情報共有ということでございまして、わいせつ行為によって保育士の登録を取り消された者の情報についてデータベースを整備するということをしていただこうと思っております。

こちらの制度でございますが、データベースの構築につきましては令和6年の4月からの実施になりますが、それ以外のものについては令和5年の4月、この4月からの施行となっております。

この制度についてもしっかりと運用することによって、わいせつ保育士に対する資格管

理の厳格化、実が上がるものとしていきたいと思っています。

厚生労働省からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関し、委員の皆様から御質問や御意見をいただきたいと思います。挙手かマークを出していただくか、お願いいたします。

では、後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 御説明ありがとうございます。後藤でございます。

各省庁に1つ以上あるのですが、まとめて申し上げてよろしいでしょうか。

まず最初に警察庁なのですが、先ほどありましたように、性犯罪の捜査担当係への女性警察官の配置なのですが、今、女性警察官は10%ぐらいいると承知しています。その人数で、全国の全ての都道府県警察、そして、全ての警察署でこのような対応がされているのかということについて、もし分かれば教えていただければと思います。

次に、法務省です。昨日も法制審議会がありましたけれども、今後の法制審議会の見通しについて伺います。いつぐらいに補助審議会が終わって、総会にかけられて、法文化されて、国会に出ていくのか。今回の1月から始まる通常国会には提出する予定だと言われているのですが、そのような日程でよいのかということが一つ目です。

2点目は、昨日の試案の改訂版について伺います。言葉が「拒絶の意思」から「同意しない意思」へ変わったのですが、これの変更がもたらす効果について教えていただきたいと思います。

3点目は、すこし細かくて恐縮なのですが、もしお分かりになればでかまいません。同意に基づく撮影罪の際に、ここでも年齢差要件が撮影罪と映像送信罪についています。児童ポルノ罪との関係で、撮影すると児童ポルノ罪が成立するのではないかと思います。児童ポルノ罪との関係について現在どのような議論がされているのか、簡単でいいので教えていただければと思います。

あと、文科省ですが、**「生命の安全教育」**を実施している教育委員会がどのぐらいあるのかというのがもしお分かりになれば教えていただければと思います。つまり、このような教材があったとしても、それが子どもたちに届かなければあまり意味がないと思っています。少なくとも公立の小中高校については、教育委員会の管轄ですので、どのぐらいの時期までに全員について行うか。また、これは繰り返し行わなければならないと思いますけれども、取りあえず今どのぐらいの子どもたちが見ているのかということについて教えていただければと思います。

最後に厚生労働省ですが、先ほど保育士の免許の話がありました。社会的養護、たとえば、児童養護施設などは保育士ではない職員によるわいせつ事案等、性暴力事案というのがあると思うのですが、そのような職員についての対応について何かお考えがあれば聞かせていただければと思います。

長くなって申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今の順番でそれぞれお答えいただければと思います。

まず警察庁で、性犯罪捜査に関わる女性警察官の実情の問題ですね。お願いいたします。

○警察庁 警察庁の崎山でございます。

御質問ありがとうございます。

性犯罪の担当の職員、通常、性犯罪指定捜査員と当方は呼んでおりますが、そちらに関しては、県の本部、各署でもほぼ全てに配置されております。

女性警察官かどうかというのはまた、指定捜査員の中には男性もおりまして、被害者の方は様々な方がいらっしゃるというパターンも少なからずあります。都度、被害者の方の要望に応えられるように、例えば男性の指定捜査員の署でそういう事案が発生したときは、必要に応じ、よその署から女性の指定捜査員がやってくるような体制というのが適宜取られております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございました。

後藤委員、よろしいですか。

○後藤委員 指定捜査員は今、全国で何人ぐらいいらっしゃるのですか。男性が何人で、女性が何人か分かればとても助かります。ありがとうございます。

○警察庁 令和4年の4月1日現在で、全部合わせて1万2000人強です。うち女性が8,000人、男性が約4,000人という状況にあります。

○後藤委員 ありがとうございます。

○小西会長 では、これはよろしいですね。ありがとうございます。

続いて、法務省は3つございましたけれども、まずは法制審議会の見通しというところでお話いただければと思います。

○法務省 法務省でございます。

3つまとめてお答えします。

1つ目、法制審議会の今後の見通しということでしたけれども、昨日、第13回会議で試案の改訂版をお示しして御議論いただいたのですが、その会議の最後で、次回どうするかは部会長が一旦引き取るということになっております。次回の会議の予定日としては2月3日の金曜日を予定しておるのですが、そこで最終的な取りまとめを行うかどうかというようなことも含めて、現在、部会長のほうで引き取っていただいている状況ですので、現状ではお答えできない状況です。

続いて、2点目です。試案を改訂して、「拒絶困難」という文言を「同意しない意思」といたしました。これについては、従前の「拒絶の意思」という文言を「同意しない意思」に改めて、あるいは「実現する」という文言を「全うする」に改めたのですが、そういった文言を改めた以外は、要件の実質的な意義や趣旨、処罰範囲というのは従前の案と改訂版は同様であるというのが事務当局としての考えです。

ただ、その上でどのような効果があるのかという御質問だったと思うのですが、昨日の法制審議会の部会の会議の中でも、こうしたことによってもととの「拒絶困難」という文言が特に一般国民に与える印象というのが大きく変わるであろう、つまり、「拒絶」という文言によって、被害者において拒絶あるいは抵抗義務が課せられているというような誤解が従前からの積み重ねもあって生じるのではないかという御指摘があったわけですが、これが「同意しない」と変わることによって、少なくとも拒絶義務が課せられているものではないということが明確になるであろうというような御指摘がありました。その上で、「同意しない意思」とすることによって、正に不同意の性交あるいはわいせつな行為というものが処罰対象なのだということが、端的に分かりやすく国民一般に伝わるのではないかといった御指摘をいただいたところです。

最後の撮影罪のところですが、御指摘のとおり、若年者に対する撮影罪が成立する場合に、同時に児童ポルノ法違反が成立し得ます。もちろん両者の要件が異なりますので、必ず両者成立するというわけではないのですが、場合によっては両者の罪の構成要件に当たり得るということになります。

こちらについては、私の記憶ベースで恐縮ですが、法制審議会の部会の中で特にその点について細かい議論が行われたという記憶はないのですが、事務当局の今のところの整理としては、両者の保護法益が異なると考えておりまして、つまり、撮影罪というのは、性的な姿態を他の機会に他人に見られるかどうかという意味での被害者の性的自由・性的自己決定権を保護法益としています。一方で、児童ポルノのほうは児童の健全育成を保護法益としているということです。保護法益が違うということで、仮に両者の構成要件に当たるような行為があったような場合には、両罪が成立するというところに一般論としてはなるのではないかと考えています。

御説明は以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

後藤委員、よろしいですか。

○後藤委員　1点だけすみません。構成要件というか保護法益が違うというのは分かるのですが、保護法益が違うからこそ、年齢差要件を設けることによって、処罰を例えば年齢が近い者についてはしないような配慮をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○法務省　児童ポルノ法との関係で5歳差要件というのを設けているわけではなくて、先ほど申し上げたとおり、撮影罪は、性的自由・性的自己決定権を侵害する罪と捉えておりますので、被害者において自由な意思決定に基づく同意があれば、撮影罪というのは成立しないはずですが、ここからはいわゆる性交同意年齢についての議論と一緒に、13歳以上16歳未満の者の能力というものをどう捉えるかといったときに、強制わいせつも含めてですが、そういったことも含めて性的行為に応じるかどうかというところの判断に関する能力と、それによって性的自由・性的自己決定権が侵害されるという撮影に応

じるかといったところの判断に関する能力については同じだと捉えておりまして、そうすると、理論的に性交同意年齢のほうで5歳差要件を設けるということになりますと、こちらの撮影罪のほうでも5歳差要件を設けるというパラレルの関係にあるという整理でこのようにしております。

○後藤委員　ありがとうございました。

○小西会長　では、法務省は以上にさせていただければと思います。

次は文部科学省ですね。生命（いのち）の安全教育を実践している教育委員会はどれくらいあるのか、あるいは子供の側から見たときにどれくらいの子供がそれを経験しているかという御質問だったと思います。どうぞお願いいたします。

○文部科学省　文部科学省でございます。

実はこの教材を公開して今年が2年目になるものですから、今年度からその数について調査をしているところで、現在取りまとめ中でございまして、数自体を今申し上げることができません。誠に申し訳ありません。

ただ、この調査で私どもはこういうふうな尋ね方をしております。性犯罪・性暴力防止のための教育をあなたの学校で実施していますかということと、その中で生命（いのち）の安全教育を活用してなさっていますかという2つの質問をこの調査でやっております。

この数が出てまいりましたらば、どのくらいということをお答えできるかと思っておりますし、この調査をまた毎年継続してやっていくことで、先ほど後藤先生からも御指摘がありましたとおり、継続して生命（いのち）の安全教育を含む性犯罪・性暴力防止のための教育に取り組んでいくということを促してまいりたいと考えております。

以上です。

○小西会長　では、よろしいですか。次に行かせていただきます。厚労省ですね。保育士の免許と同じように養護施設にいる保育士以外の職員について、どういうふうに扱うのかという御質問です。

○厚生労働省　後藤先生、御質問ありがとうございました。

今回は保育士という資格に着目した取組でございしますが、実際に子供が活動する場所、放課後児童クラブや学習塾、スポーツクラブなど様々な場所で子供が活動しておりますが、そこで働く際に、その働く方の性犯罪歴等を証明するような制度を導入できないかということを、今、厚生労働省ではなくてこども家庭庁の準備室で検討してございます。担当の部屋もつくりまして、外国の類似の制度といったものを調査したり、情報システムでどういふものが必要になるかといった研究をしているところでございます。来年度についてはそういうような予算も取っていて研究しているようですので、その研究の結果、どのような仕組みが導入できるかどうかといったことを今まさに検討しているというような状況でございます。

以上でございます。

○小西会長　ありがとうございました。

では、後藤委員、よろしいですね。

それでは、ほかの方、いかがでございましょうか。

特にございませんか。ほかの人にも御質問いただかなくてはと思って後藤委員をはしょったので、ぜひ何かありましたらどうぞ。

中村先生、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

どちらかという、内閣府がこれらの横串をどう入れるかというのが大変大事なかなと思っていました。それで、例えば最近相談の現場にいます、あるいはスーパーバイズしていると、2017年の刑法改正の効果が結構出てきて、実父による性虐待が結構表面化してきています。さらに、監護者等による強制わいせつになりますけれども、そうすると、これらに対応するケースワーカーの力量、それから、もう一つ大事なものは、これはよくないことである、嫌なことであると言える子供の力ですよね。こうしたものがどう身につくかというのが大変大事で、この間、ケースとして上がってきたのは、全部子供たちがこれは嫌なことである、駄目なことであると言えたからなのです。それで保護になるわけです。そうすると、これは生命（いのち）の安全教育の課題でもあるだろうし、厚生労働省的な親への対応の課題でもあるだろうしという形で、横につながっていく課題が大変大事で、現場では多職種連携と呼んでいるのですけれども、こうしたことを今日こうやって横に並べると全部見えてくる面があるので、これらの中で多職種連携、横串でこの調査会的に何がテーマなのだろうかということを随時こういう会議でやっていくのが大事なかなと思って聞いていました。となると、内閣府的な課題で、ほかにもあるかもしれませんが、こういう横串的課題をどう表現していくかという辺りが大事かと思います。

これは質問というよりも意見です。もし何かありましたら、リアクションしてもらってもいいかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

では、内閣府のほうで、今のことにコメントがあればいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○田中男女間暴力対策課長 先生、ありがとうございます。

横串の連携は非常に大事だと思っております。例えば生命（いのち）の安全教育に関しましても、内閣府、文部科学省が共同して取り組んだもので、今、現場で活用いただくということで文部科学省さんを中心に取り組んでいただいておりますけれども、検討段階では一緒に取り組んだものであります。

また、例えば児童虐待と性犯罪・性暴力の防止の取組の連携ということで、ワンストップ支援センターへの研修でありますとか、あるいはワンストップ支援センターと各関係機関との連携の取組といったことも非常に重要だと思っておりますし、現場レベルだけではなくて、関係省庁のレベルでの協力というのも非常に重要なことだと思っております。今

回の会議もそうでありますけれども、先ほど御報告いたしましたように、今年度中に次の方針について取りまとめていくということになっております。その策定過程におきましてもよく連携をし、また、その後の推進体制ということについても、関係省庁の取組を定期的に把握できるようなことを検討してまいりたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、これでよろしいでしょうか。

○中村委員 ありがとうございます。

1つだけごめんなさい。最近、今述べたような事例がそうなのですが、明確に犯罪というよりも、例えばこの私の行為はグルーミングであるなんて言って、勝手に正当化したりする場合があります。そうすると、これは犯罪というよりも虐待対応で、教育的課題で、親指導で、しかも男性親指導になっていくのです。ケースワーク力が大事だとか、横につながるグレーな領域が結構あって、そうすると、これは検察官も結構頑張ってくれて、事件化というよりも説諭みたいなことも含めて司法にも結構やってもらっている可能性があるんで、今のような横の連携は大事かなと思って聞いていました。

以上、ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

私も例えば司法の発見力とか制度の枠組みなどが整ってきたときに、子供や被害者のほうに力がないためにそこから進まないというケースを結構最近経験するようになりましたので、中村委員の意見に賛成するものです。一言付け加えさせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様、御意見ありがとうございますというか、後藤委員が包括的に言ってくださったので、いろいろ疑問の点も解けたというか、実情が分かったというところがあったかと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

本日の審議を踏まえて、関係省庁には性犯罪・性暴力対策の強化の方針の後継方針策定を含め、引き続き性犯罪・性暴力対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。強化の方針がもたらしたものであるというのは私は大きかったと思っているので、ぜひしっかりと後継方針をつくっていただければと思っています。

それでは、次の議事に入ります。議題2「配偶者暴力防止法の見直し等に関する取組について」は、現在までの進捗状況について事務局から報告をお願いいたします。

事務局、お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 内閣府です。

次の議題、配偶者暴力防止法の見直し等に係る状況につきまして、昨年10月にワーキング・グループの報告書を取りまとめたいただいた後の政府の取組について御報告をいたします。

まず、配偶者暴力防止法の改正についてであります。

資料3「配偶者暴力防止法の改正に向けて」をご覧ください。

こちらでありますけれども、昨年12月15日、男女共同参画会議に内閣府から提出した資料です。資料の見出しの下、タイトルの下でありますけれども、専門調査会の報告書を踏まえ、配偶者暴力防止法の見直しについて、「来年の」とありますけれども、年が明けて「今年の」であります。今年の通常国会への提出も念頭にさらなる検討を進めるということを報告いたしました。

内容につきましては大きく分けて3点ございます。

(1) 保護命令制度の拡充等です。接近禁止命令等の申立てのできる被害者の範囲の拡大として、身体的暴力、生命・身体に対する脅迫に加え、畏怖させる言動である自由、名誉、財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、発令の要件についても心身に重大な危害を受けるおそれと改めることにより、身体的暴力以外の暴力を対象にしていくということなど、保護命令制度の拡充等が1点目であります。

それに加えて、被害者の自立支援、それから、多機関連携を進める観点等から、(2)の基本方針、都道府県計画への記載事項の追加、また、(3)協議会の法定化をするという内容につきましても記載しております。

男女共同参画会議におきましては、会議の議員でもいらっしゃる小西会長、それから、納米委員を含む先生方から御発言をいただいた後、岸田総理からも、DV対策の抜本強化に向け、配偶者暴力防止法の改正法案の早期の国会提出に向け、準備を加速いたしますとの御発言をいただきました。

内閣府におきましては、条文案の準備など必要な作業を進めてまいります。

また、先般の報告書におきましては、法改正以外の取組についても御提言をいただいております。その内容に沿って取組を進めています。

2点御報告をいたします。

まず、資料4-1でありますけれども、こちらは被害者の生活再建支援の強化についてであります。これは、昨年12月であります。小倉大臣を議長といたしますDV対策抜本強化局長級会議において取りまとめたものでありまして、全国の支援現場、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルターへのアンケート調査によりましてニーズを把握いたしまして、これに対応するため、経済的な支援、就業、社会保険、住宅など8分野32項目にわたって各府省の強化策を整理したものであります。

今年度中に、内閣府において各地方公共団体のDV所管部局に対して一括して通知を行うといった対応を予定しております。そうしたことにより、被害者のニーズに対応した支援を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料5をご覧ください。

非同棲交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）への対応であります。これも、昨年12月26日でありますけれども、同じく局長級会議におきまして、デートDV対策の前提として、デートDVは刑罰法規による加害者の処罰ですとか、それから、ストーカー事案として相談支援の対象になり得る行為であり、許されない行為であるということを明らかにす

るとともに、デートDVに対応するストーカー被害者支援マニュアルの改訂をするということを報告いたしました。改訂版につきましては、年度内に各地方公共団体等の各種相談窓口でお使いいただけるように配付をして、それで活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、年末からの進捗を御報告いたしました。

配偶者暴力防止法のほうに戻りますけれども、こちらにつきましては、報告書での御提言に沿って引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、生活再建支援、デートDVの取組も併せて、暴力の防止、被害者の支援ということを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小西会長　ありがとうございます。

今、内閣府のほうでもおっしゃいましたように、昨年10月の専門調査会において小倉大臣に提出した報告書に沿って、配偶者暴力防止法の改正に進めた対応をはじめとする取組を進めていただきたいと思います。

ただいまの説明に関して、委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

そうしたら、納米委員からどうぞ。

○納米委員　御説明ありがとうございます。

具体の質問に入る前に、今日のこの会議なのですけれども、この会議は公開なのでしょうか。これまで専門調査会が開かれると傍聴者の募集がされて、リアルのときには後ろに傍聴の方がいらっしゃいましたし、オンラインでも傍聴の方がいらしたと思うのですけれども、今日もそうなのかどうなのか。サイトを拝見したところ、傍聴者の募集というのがなかったので、あれっと思ったのが一点です。

それから、DV法の改正関係の御説明に関しては、住宅支援なのですけれども、資料4-2に住宅についての支援が書き込まれているかと思います。こちらは、確かに去年の1月に配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居についてということで国が通知を出してくださっていますけれども、自治体では、これをやるためには公営住宅に関わる条例を改正しないとできないというような状況ということで、そういうような御対応、今、私がいるのは川崎市なのですけれども、川崎市からは聞いたのですけれども、全国の状況はどうなのだろうということを教えていただければと思います。

また、この住宅支援というのはDV被害者に限定されるのでしょうか。今日は資料5で非同棲交際相手からの暴力についてもストーカー規制法に基づいて支援の対象ということでお話がありましたけれども、非同棲交際相手が自宅に来て上がりこんでしまって、出てくれないというような相談が入るのです。そこで警察を呼ぶのですけれども、警察は現行犯逮捕をするけれども、その程度であると48時間勾留が精いっぱいということになって、彼女が契約したアパートなのに、そこから引っ越しをしなければならないということで、警察からは安全確保のためにとにかく引っ越しをと言われて、警察に相談してもらち

が明かないのでもうこりごりだみたいな声が入ってきていまして、非同棲交際相手であってもDV被害者対象の住宅支援ということが使えるのかどうか、そこら辺のことについて教えていただければと思います。

以上3点です。

○小西会長 では、内閣府、お願いします。

○田中男女間暴力対策課長 ありがとうございます。

納米先生、会議の公開に関する御質問だったかと思います。この会議に関しましては公開して行うということで、本日もこちらの会議室では記者の方が傍聴されております。事前にこの会議を開催するということを記者公表しております。インターネットでの傍聴に関しましては、この女性に対する暴力に関する専門調査会ではこれまでしていなかったかと思うのですが、そこは確認をさせてください。また御報告申し上げたいと思います。

それから、生活再建支援の強化に関する取組でありますけれども、関係省庁においてどういった取組ができるかということを整理させていただきまして、昨年12月26日のDV対策抜本強化局長級会議で取りまとめさせていただいたものであります。住宅に関する部分は国土交通省さんのほうでこういった形で取組ができるということで、その過程で内閣府におきましても国交省さんとお話をさせていただいておりますけれども、今日、納米先生の御質問にお答えできる情報を持ち合わせておりませんので、これも国交省にも確認をいたしまして、御報告させていただければと存じます。大変申し訳ございません。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、非同棲相手の住宅支援については後ほどということで、よろしく願いいたします。

○納米委員 自治体の公営住宅に関わる条例改正がないと国の通知に対応できないと自治体が言っているので、そこら辺のことについても、後で結構ですので教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○田中男女間暴力対策課長 かしこまりました。

○小西会長 よろしく願いいたします。

それでは、続いて後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 質問ばかりしてして申し訳ありません。、今御説明があった局長級会議での様々な支援の施策ですけれども、まだ施行はされていませんが、困難を抱えた女性支援法も含めて、さっきの横串の問題でもあると思うのですけれども、今後どのような形で役割分担をして多様な支援を充実させていくのか。例えばDVで困っている人がいればDV法という形ではなくて、どんなことで困っていてもそこにちゃんとたどり着くような対応が望ましいと思うのです。支援は何重になっても私も構わないと思うのですけれども、なかなか省庁間であると何重にも重なり合うということを嫌う指向性があるのかなと思いますので、具体的に今後どのような形で支援を充実させていくのかというお考えなのかを聞かせていただきたいと思います。

あと、最後でいいので、先ほど今後の後継方針についてもご意見お願いしますと会長がおっしゃったので、後継方針について1つだけ要望があるので、このテーマが終わった後によろしいので、言う機会があれば助かります。お願いいたします。

○小西会長 分かりました。

では、これは内閣府のほうに何かあればということですね。お願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長 今回のこの局長級会議で取りまとめたものに関しましては、各省庁からそれぞれの自治体の、例えば住宅であれば住宅、雇用であれば雇用といったそれぞれの担当の部局に周知をするということになると思いますけれども、それと併せて、内閣府におきましても配偶者暴力相談支援センターを所管している部局に一括して全体を整理いたしまして周知するということを考えております。そういったことによりまして、国においても役割分担がございますし、自治体の行政の中でも役割分担があると思うのですけれども、その役割分担というか組織のいわゆる縦割りの中で情報共有がうまくいかないということがないように、各省からもその担当の部局、内閣府からもDV被害者支援の担当の部局に通知を出すということをいたしまして、そこに情報共有の漏れがないようにしたいと思っております。

また、こちらからは配偶者暴力相談支援センターの窓口でどういった支援が活用できるかということを周知していきたいと思っておりますけれども、困難女性支援法に基づく女性相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターをしているところ、それ以外の様々な機関が配偶者暴力相談支援センターになっている市町村等もございますので、どこであってもどういった支援策が活用できるかということが分かるように、そういった情報にアクセスできるように取り組んでいきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

では、種部委員にお願いしてよろしいでしょうか。お待たせしてすみません。

○種部委員 私からまず一つは、DV法改正に向けて今検討されていると思うのですけれども、DVのジャッジを担っていくのは、お医者さんが判断する可能性があるということで、前回も議論の中で述べさせていただいたと思うのです。そのような中で、共同親権の問題が出てきています。別居親に面会交流を担保するのに共同親権にする必要はないと思うのですけれども、現場ではあまりに面会交流に対する安全装置が準備されていないと思うのです。そのような状況の中で、今、共同親権の議論というのが進められているということで、非常に危険を感じます。この辺は体制の強化の中に織り込まれているのかもしれませんが、まだ法制審で審議している途中なので方針は出ていないのかもしれないのですけれども、どう考えて取り組んでいくのかという御意見を聞かせていただきたいです。

もう一つは住居、住宅のことです。先ほども住宅のこと、セーフティーネットの話が出ていたのですけれども、例えば富山県などは婦人保護施設がないので、自立の際に住宅を借りるしかないのですけれども、公営住宅に入居した後の減免手続は毎年更新しなくてはならないのです。1日仕事を休んでこの手続に行くのはめちゃくちゃ大変なので、こんなも

のは自動更新すればいいのと思うのです。減免は毎年更新しなくていいようにならないか確認したところ、マイナンバーカードを使って課税所得や住民票については情報共有をすることができるそうなのですが、年金とか児童手当については、受給額についてマイナンバーを通じて情報開示請求を受けることができないと法令で決まっているので駄目と言われるのです。マイナンバーを提出しているのにいちいち書類を提出し、さらに市町村が聞き取りを行う、ということを毎年やっているのです。そのたびに証明も出さなくてはいけないということでめちゃくちゃ時間がかかり、1日休むと仕事に大きな支障があるという状況であります。

同じように、住基ロックもそうです。住基ロックも自動更新しておけばいいと思うのですが、これも証明を取って毎年更新をしなくてははいけない。支援措置期間について1年を超えて設定すること、あるいは市町村の窓口に出頭による本人確認を省略するということについては、国から不正な申出を防ぐために許されないという見解が示されたと聞いています。そうしますと、これもやはり毎年更新をしなくてははいけないという手間が発生するわけで、毎年不正がないか疑い、確認のために1日仕事を休ませるということのないように、運用上の目詰まりに取り組む必要があると思います。以前も地方自治体から意見を吸い上げて、制度を使いやすくする取り組みを求めていたのですが、今回の住宅への施策にその細かいところは読み取れませんでした。地方自治体のほうから恐らく希望も出ていると思うのですが、精査して取組の中に入れていただきたいなと思います。以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

ジャッジの話については、内閣府に聞いてよろしいですか。種部委員が一番お聞きになりたいことというのは、共同親権の議論とDV法改正というかDV法のジャッジの問題が関連しているので、そのところについての見解をということなのですか。

○種部委員　そうです。私は共同親権はなくなって面会交流などではできると思っています。いずれにしろ、DVについては面会交流は危険だよねというのは誰もが理解すると思うのですが、DVの判断自体がきちんと地方でなされているのかということにはちょっと疑問があると思います。

○小西会長　では、ちょっと絞って、ここはDVの判断ということが地方で。

○種部委員　現場としてですね。

○小西会長　ただ、今日のところで、現場としての地方自治体はいらっしゃらないので、もし内閣府でお答えになれることがあればということですかね。

○種部委員　今後、どうやってそれを安全確保していくのかということでもと思います。特に法改正をこれからした場合に、精神的な支配についてどう判断していくかということころです。

○田中男女間暴力対策課長　ありがとうございます。

法改正の関係につきましては、保護命令の強化として、接近禁止命令等の申立てのでき

る被害者をこれまでの身体的な暴力と身体・生命に対する脅迫というところから広げていくということで、そこの判断に関しましてはこれまでワーキング・グループの報告書でも御議論いただきまして、そこは今日の報告でも申し上げましたように、自由、名誉、財産に対する加害の告知による脅迫というものを加え、また、「おそれ」の部分ですけれども、身体に重大な危害を受けるおそれというところを、心身、心と体という意味でありますけれども、重大な危害を受けるおそれということに改めていくという形を考えておるところであります。

これに関しましては、被害を受けた方が申立てをして裁判所で判断をしていくということになるわけですが、恐らく先生から御指摘があったのは、今、法務省の法制審で議論されていることとの関係ということになるかと思います。法制審のほうで議論されている中におきましても、DVや虐待といった場合の安全の確保ということは重要であるという前提の下で議論をされていると承知はしておりますけれども、これに関しましては、法制審議会の家族法制部会において専門家の方々が今まさに議論をされている、あるいは中間試案に関してパブリックコメントが今行われているという状況でありますので、その中身についてこちらのほうから何か申し上げるということは難しいのかなと思っております。この状況については、私どもとしても引き続き見守ってまいりたいと考えております。

○小西会長

そうしたら、もう一つ、これは具体的な話なので、また国交省の方がいないと分からないところもあり、減免の1年更新というのは、私、どこに伺えばいいのかが分からないのですが。

○田中男女間暴力対策課長 今日、各省庁からの説明に関しましては、性犯罪・性暴力対策の強化の方針のフォローアップというところで御出席いただいておりますので、この議題については各省庁からの出席はございません。先ほど御指摘いただいた点、この取りまとめの元となったアンケートの中でいろいろな支援の現場のニーズを伺ったわけですが、それに先生の御指摘のあった点に該当するもの、あるいはそれに近いものがあったかどうかも含めて確認をさせていただきたいと思っております。

○種部委員 ありがとうございます。多分いろいろな省庁にまたがっているということも分かりますので、恐らく総務省と国交省なのだと思うのです。ですから、省庁で切れるとかではなくて、現場の中で何が困っているのかということも吸い上げができていれば包括的に対応をしていくということで、ここに書かれていないものについても深掘りはしてほしいということでございます。

○小西会長 では、ありがとうございます。また後ほどということでよろしくお願いいたします。

それでは、中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

2つあります。

一つはDV防止法の改正で、今、内閣府のほうでやっている調査研究事業の加害者対策で結構影響が大きくなるなと思っています。つまり、最初のほうの接近禁止命令等の申立てができるものの範囲の拡大、それから、期間の延長などです。そうすると、今やっているものが今年で終わるのですけれども、今後ようやく試行実施までできていて、加害者対策プログラムを試行実施するということまで来ているので、本格実施するのかなど、自治体との関係で今後どうしていくのかという意味でも、DV防止法の改正を受けて、接近禁止命令等を申し立てられた者だけが来ているプログラムではないので、これに準拠して大変広く暴力を提起することになろうかと思っています。特に心の被害ということも考えていくと、これに準拠していくと大変広い層がやってくる可能性があります。そうすると、加害者プログラムの在り方を拡大しなくてはならないということになるのです。ですので、来年度以降、今やっているものの継続をどうするのかということの方針がもしあれば教えてほしいというのが1つ目。これは内閣府です。

それから、2つ目はさっきの横串の議論と重なるのですけれども、例えばこども家庭庁ができるとすると、1つの横串ができます。それで、例えばDVを受けていて、お母さんが心理的に大変鬱状態になって、特に女の子がお母さんの世話をしているというような現実が現場から上がってきます。そうすると、これはヤングケアラー問題とも読み取ることができるのです。ヤングケアラー問題と読み取るとすると、それはこども家庭庁で対応したり、文部科学省的に学校でどう捕捉できるかとか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが対応するかとか、横につながっていくことになるのです。ですからヤングケアラー問題という新しい言い方の中に、古いことで言うとDVや虐待という問題と重なる問題があるのです。だから、そういうまなざしを持って、こども家庭庁でぜひ横串的に扱ってほしいなということです。

1点目は質問、要望と、2点目は意見といいましょうか要望です。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

それでは、1点目のほうにつき、内閣府のほうで何かコメントがあればお願いいたします。

○田中男女間暴力対策課長　ありがとうございます。

加害者対応につきましては、被害者支援の一環としてこれまでも取り組んできておるところでありまして、昨年度ですが、試行実施のための留意事項、いわばガイドラインのようなものをつくらせていただいて、今年度につきましては中村先生にも御指導いただいて、本格実施のための留意事項という形で、それをいわばバージョンアップしたものに取り組んでいるところであります。これを本格実施をしていこうという中において自治体で活用いただければと思っておりますし、また、これで国のほうの取組は決して終わりということではなくて、これまでの試行実施の中でも様々な課題が見えてきております。特にプログラムを実際にその場で運営するファシリテーターですとか、非常に高度な能力が必要か

と思います。そういった人材を含めて、実施できる体制というのが全国的に取れるかというと、なかなかそこまでは至っていない現状があると認識しています。したがって、来年度に向けては、加害者プログラムの裾野をさらに広げていけるように、人材の養成ということにも着目した取組をできるように、今、来年度の予算事業の準備をしているところがあります。具体的な事業の実施形態等につきましては、今、新年度に向けて鋭意準備をしておるところでありますので、本格実施のための留意事項ができるだけ活用されるように取り組んでいきたいと考えています。

○小西会長 ありがとうございます。

2点目はどうですか。何かありますか。それとも御意見として承っておくことでよろしいでしょうか。

○田中男女間暴力対策課長 ヤングケアラーについての御指摘、私も確かにそういうこともあろうかと認識を新たにしたところでありますけれども、1つ法改正の関係で申し上げますと、地域の様々な機関が連携をする取組ということで、多機関の連携ということを都道府県基本計画に書いていくということ、さらに、地域において協議会をつくっていただくということも今後の見直しの中に記載しております。協議会は様々な在り方があろうかと思っています。都道府県レベル、それから、市町村も協議会を組織できるということを想定しておりますけれども、どういった機関が入っていくかというのも地域の実情にも応じて様々だと思いますが、その中に例えば教育委員会であるとか、お子さんの関係につきましても、児童相談所はもちろんでありますけれども、そういった横の連携がしっかり取れるような法的な仕組みというものもしっかり整えていきたいと考えています。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、よろしいですか。

○中村委員 ありがとうございます。

○小西会長 それでは、皆様、ありがとうございます。

ちょうど時間ですので、本日の議事はこれで終了いたします。

それでは、今後の予定等について事務局から連絡を。

○後藤委員 すみません。一言言っても大丈夫ですか。

○小西会長 いいですよ。1分ぐらいお願いします。

○後藤委員 いえ、すぐ終わります。

後継の方針の中でぜひ入れていただきたいのが、以下のことです。今回の性犯罪の改正についても、3年後見直しという条文が附則について、これはもちろん国会で決めることなのかかもしれませんが、法改正というのは、女性に対する暴力については、3年後など一定の時間で必ず見直しをしていくというような方向性で考えていただきたいです。また、後継の方針をつくられる際には、3年以内には拘禁刑という新しい刑罰の形態になります。そのため、例えば先ほどの性犯罪のプログラムやDVの加害者プログラムもそうなのですが、拘禁刑の導入という新しい刑罰の体系の中でプログラムをどのように考えていく

のかということも今後の後継方針にはぜひ入れていただきたいということだけ申し上げたいと思います。

すみません。ありがとうございました。

○小西会長 先ほどその他で後継方針のことと言われたのに忘れてしまいました。ごめんなさい。

では、今の御意見は、法務省と内閣府に対しての御意見と承っておきます。ありがとうございます。

進行がもたもたしましてすみません。

それで、今後の予定について、ここで事務局からお話しいただきたいと思います。

○田中男女間暴力対策課長 ありがとうございます。

今後につきましては、また改めて先生方に日程を伺っていきたいと思いますけれども、もともと来年の、通常ですと6月ですが、女性活躍・男女共同参画の重点方針、いわゆる女性版骨太方針の2023というものをつくっていくということになりますので、またそこに向けて先生方に御意見を頂戴していきたいと思います。具体的な日程につきましては、別途事務局より御連絡申し上げます。

○小西会長 それでは、以上をもちまして、第121回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(以 上)